

高校生の
皆さんへ

自転車で事故を起こせば、 あなた自身の責任になります



制作 道路局総務部交通安全・自転車政策課 (TEL 671-2323)

あなたと同じ**高校生が加害者となった自転車事故**の事例です。
一生をかけて、被害者への賠償をしなければなりません。

自転車に乗っているときに、歩行者にぶつかりかけたり、ヒヤッとしたことはありませんか？
事故を起こしてしまったら、あなたは加害者となり、多額の賠償責任を負うことになるかもしれません。
自転車の事故、「私に限って、ありえない」「私だけは大丈夫」なんて、思っていませんか？

判例① 平成17年11月25日－横浜地方裁判所

**無灯火で、携帯電話を操作していた
女子高校生の起こした、対歩行者事故**



歩行中に事故に遭った
54歳の被害女性は、
歩行困難となり、
職を失うことになった。

5,000万円
の賠償命令

判例② 平成20年6月5日－東京地方裁判所

**車道を斜めに横断した男子高校生の
起こした、対自転車事故**

自転車乗用中の
24歳の被害男性は、
言語機能の喪失など
大きな障害が残った。

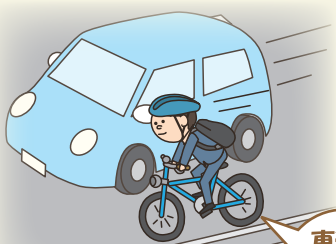


9,266万円
の賠償命令

自転車は、クルマやバイクと同じ。**責任**を持って乗りましょう。

13歳からは…

歩道ではなく、「車道」の
通行が基本です。



車道の
左側端が
基本！

14歳からは…

事故の責任は、保護者では
なく、あなたが自分で
背負わなければなりません。



危険な行為を繰り返した
場合、講習を受ける
義務が発生します。



みんなの
快適
サイクル
プラン横浜

皆さんに守って欲しい、自転車ルールとは➡

自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!

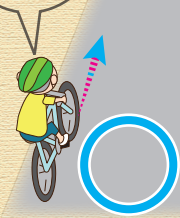
車道では、自転車もクルマも、全て「左側通行」。

車道の一番左側端を、クルマやバイクと同じ向きに通行します。

■違反すると...

3カ月以内の懲役
又は5万円以下の罰金

クルマの進む方向と同じ向きが正解

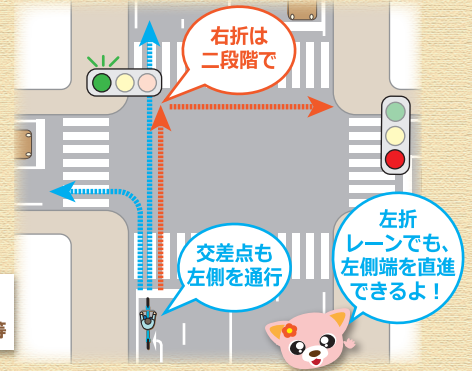


交差点でも、原則通り「車道の左側端」を直進。

右折のときは、一度直進して渡ってから、向きを変えてもう一度渡ります。

■違反すると...

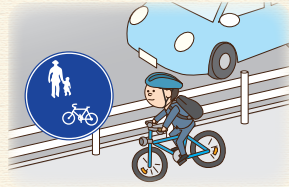
3カ月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等



注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から③の特別な場合のみ認められます。歩行者最優先で通行すること!

①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間



②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が運転する場合



③路上駐車、道路工事などで車道左側端の通行が著しく危険な場合



➡【通行方法】 歩道の中央から「車道寄り」をゆっくり通る（徐行）。

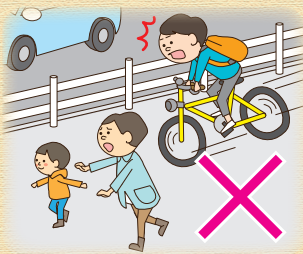
普段何気なく、こんな乗り方していませんか？ 全て道路交通法違反です!!

歩道をすごいスピードで走る!!

原則は、車道の左側端を通行。歩道を通行して良い場合でも、常に「歩行者優先」!!

■違反すると...

3カ月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等

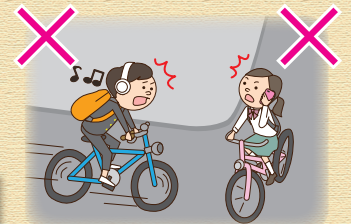


ながら運転!!

自転車を適切に操作できない「ながら運転」は禁止です。

■違反すると...

5万円以下の罰金



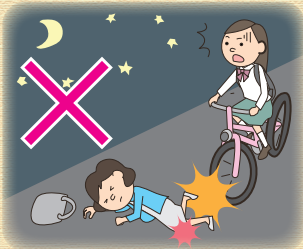
大音量で音楽を聴きながら... スマートフォンを使いながら...

無灯火運転!!

夜間はライトをつけないと、大変危険です!!

■違反すると...

5万円以下の罰金

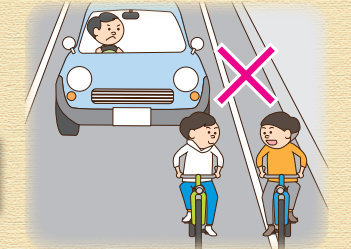


自転車の並進の禁止!!

横に並んで走るとは、原則禁止!!

■違反すると...

2万円以下の罰金
又は料料



悪質な運転者は自転車運転者講習の受講義務が!!

3年以内に2回以上、危険な行為を繰り返した人が対象。

14歳から適用

自転車の取り締まりが強化され、3年以内に2回以上、危険行為14項目の違反を繰り返した人は、安全運転に関する講習の受講が義務付けられています。

■違反すると...

受講命令に応じない場合、
5万円以下の罰金

危険行為15項目とは？

- ①信号無視
- ②通行禁止道路（場所）の通行
- ③歩行者用道路での徐行違反
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏切への立ち入り
- ⑦交差点優先車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反
- ⑮妨害運転

保護者の皆様

令和元年10月1日から神奈川県で自転車保険の加入が義務化されました!

保護者は、自転車を利用する子どもが対象となる自転車保険への加入が義務となりました。子どもが起こした事故で、高額な損害賠償責任が発生した事例があります。自転車を利用する家族全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをさせた時も、自転車保険でひと安心!

相手への補償額は?	年間の金額は?	申し込み方法は?
<p>1,000万円から 2億円まで!!</p>	<p>2,000円程度で 入れます!</p>	<p>代理店・WEB・ ケータイからも!</p>

※さまざまな自転車保険があり、上記にあてはまらない商品もございます。必ずご自身でお調べになったうえでご加入ください。